

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に関する意見【概要】

平成26年7月 消費者委員会

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」(平成26年6月24日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)は、保護されるべきパーソナルデータの範囲やとるべき措置の内容等、具体的に示していない部分が多く、今後、制度設計の細部等を検討し法案化が進められる予定となっていることから、消費者の利益の擁護の観点から意見を述べる。

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱

消費者委員会の意見

1 第三者提供及び目的外利用

- (1) 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い
⇒適正な取扱いを定めることにより、本人の同意を得ずに第三者提供や目的外利用を行うことが可能
- (2) 個人情報の範囲
⇒「指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等」から、個人情報として保護される対象を明確化する
- (3) 利用目的の変更時の手続
⇒本人が十分認知できる手続を工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組み(オプトアウト方式)を設けて本人に知らせる等が考えられる

○ 低減の程度や「適正な取扱い」の内容を明確にすべき。本人同意の取得に代わるだけの十分な透明性の確保、再識別化の禁止が「適正な取扱い」の重要な内容でなければならない。また、問題発生時に第三者機関が迅速に対応できるようにしておくことも必要。

○ 保護対象としての個人情報に過度に限定されないように検討すべき。

○ 本人同意を必要とする原則を重視すべきであり、オプトアウト方式による利用目的の変更を安易に認めることは適当でない。

○ 自主規制ルール策定過程への消費者の実質的な参画により、消費者保護の観点を担保すべき。また、第三者機関がガイドラインを定め、自主規制ルールがない分野にも適用されることが必要。

2 民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みの創設

⇒民間団体による自主規制ルールの策定を可能とする(第三者機関は当該ルール又は民間団体の認定等が可能)

○ 第三者機関が適切に機能・役割を果たし、実効的な執行・効率的な運用がなされるような体制を整備し、消費者保護の観点から関与する有識者が、第三者機関の方針決定過程に委員として参画することが望まれる。

3 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

- (1) 第三者機関の体制整備
⇒現行の主務大臣の機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限、民間の自主規制ルールの認定等を行う
- (2) 苦情相談の受付体制
⇒消費者が直接相談する窓口に係る具体的な明示はなし
- (3) 違反是正のための勧告・命令の対象の制限
⇒一定の要件未達の者の違反行為は故意・重過失以外は対象外

○ 新たな相談窓口が整備されない場合、各地の消費生活センターに苦情相談が寄せられることが予想される。第三者機関と地方公共団体(消費生活センター)との間での緊密な連携や、消費生活相談員への情報提供・研修の実施等が必要。

○ 大綱が示すような制度を設けることは、趣旨が不明確で、脱法の可能性や法の実効性を低下させるおそれがあり、避けるべき。

4 「継続的な検討課題」とされている事項

- (1) 紛争処理体制
⇒今後発生する紛争の実態に応じて、今後継続して検討
- (2) 「いわゆる名簿屋」に関連する問題
⇒犯罪行為や消費者被害の発生・拡大防止のためにとり得る措置は、継続して検討

○ 新制度の運営当初からの整備が不可欠。第三者機関が行政型ADRとして紛争処理を担うとともに、民間ADRの活用を進めるべき。

○ 実効性のある措置は、新制度の創設と同時に実施されるべき喫緊の課題。